

郵便による不在者投票制度のお知らせ

重度の身体障がい者又は要介護者の方で、投票所に行くことができない場合は、郵便による投票(在宅投票)が認められる場合があります。対象となる方は下記のとおりです。

○下記のいずれかに該当する身体障がい者の方

障がい名	身体障害者手帳
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級もしくは2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで

○介護保険の被保険者証につき、要介護状態区分が「要介護5」の方

※戦傷病者手帳をお持ちの方は別途基準がありますのでお問い合わせ下さい。

郵便投票をするには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

第25回参議院議員通常選挙の郵便投票の投票用紙の請求締切は7月17日(水)になりますので、お早目にご相談ください。